

新しい【フラット35】Sについて

平成23年度第3次補正予算により【フラット35】Sの制度が拡充され、【フラット35】Sエコ等の名称に変更されました。

制度拡充の内容は、

- ① 省エネルギー性を重視し、省エネルギー性に適合するものは、当初5年間の金利を0.7%引き下げる
- ② 東日本大震災の被災地における省エネルギー性適合住宅は、金利引下げ幅を1%とする
- ③ 技術基準は従前のフラット35Sから変更なし
- ④ 融資制度の改正により、二つの異なる性能を満たすことにより有利な条件で融資を受けることが可能なケースがある

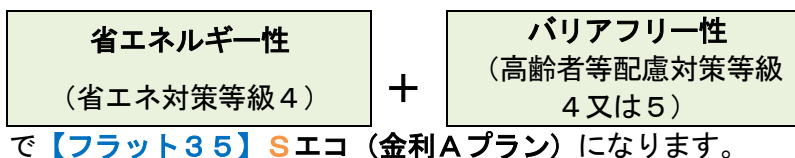
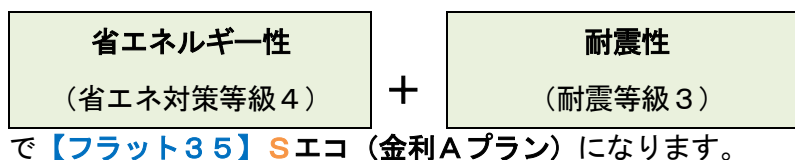
制度拡充に伴う名称変更は、

- ① 住宅の性能の種類による名称の区分として、
 - 省エネルギー性に関する基準を満たしたもの：【フラット35】Sエコ
 - その他の性能（耐震性、バリアフリー性、耐久性・可変性）に関する基準を満たしたもの：【フラット35】Sベーシック
- ② 性能レベルによる名称の区分として、
 - 20年の金利引下げを受けられるレベルの基準を満たしたもの：金利Aプラン
 - 10年の金利引下げを受けられるレベルの基準を満たしたもの：金利Bプラン

※例えば、一戸建ての住宅で登録建築物調査機関から「住宅事業建築主基準に係る適合証」が発行された住宅や、登録住宅性能評価機関から「エコポイント対象住宅証明書（住宅事業建築主基準）」が発行された住宅は、【フラット35】Sエコ（金利Aプラン）となります。

二つの異なる性能を満たすことにより有利な条件で融資を受けられるものとは、

【新築住宅】の場合、



実施時期は、

フラット35Sエコは、平成24年10月31日までのお申込み分に、フラット35Sベーシックは、平成24年3月31日までのお申込み分に適用されます。
(予算金額に達する見込みとなった場合は、受付が終了となります。)

※ 詳しくは、[住宅金融支援機構のホームページ](#)をご覧ください。